

# サマータイムの導入について

## 1. 内 容

	通 常	サマータイム導入後	
勤務時間 (休憩時間)	8:30～17:15 (12:00～13:00)	原 則	育児、介護等により 遅出勤務を認められた職員
		<b>8:00～16:45</b> (12:00～13:00)	8:30～17:00 (12:00～12:45)

## 2. 期 間

7月1日(水)～8月31日(月)

## 3. 対象所属

原則、本庁・出先機関含むすべての所属

※教育委員会対象外所属

学校その他教育、研修機関等

県立学校、高等学校総合寄宿舍、社会教育センター、教育研究所

奈良県教育委員会教育長訓令第一号

教育委員会事務局

学校以外の教育機関

奈良県教育委員会所属職員服務規程（昭和三十一年一月奈良県教育委員会教育長訓令甲第一号）の一部を次のように改正し、平成二十七年七月一日から施行する。

平成二十七年六月二十三日

奈良県教育委員会教育長 吉 田 育 弘

附則第三項及び第四項中「平成二十六年七月一日」を「平成二十七年七月一日」に改める。

訓 令 名	理 由	要 旨
<p>奈良県教育委員会所属職員服務規程の一部を改正する訓令</p>	<p>サマータイムの導入による勤務時間の変更に伴い、所要の改正をしようとするものである。</p>	<p>1 勤務時間の割振りの変更 平成27年7月1日から同年8月31日の期間において、勤務時間の割振りを行う時間帯を変更するよう規定する。 (本則附則関係)</p> <p>2 休憩時間の短縮 平成27年7月1日から同年8月31日の期間において、8時30分からの勤務を行うものについては休憩時間は45分とする。 (本則附則関係)</p> <p>3 施行期日 平成27年7月1日から施行する。 (改正附則関係)</p>